

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260512	近物レックス株式会社 (法人番号 8080101005494) 代表者松井務	静岡県駿東郡清水町伏見字向田351	北上営業所	岩手県北上市流通センター-183-18	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第4項	令和8年4月22日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)	0	0
20260513	株式会社Long feel (法人番号 4430002022094) 代表者山口和人	青森県青森市三内沢部339-1	本社営業所	青森県青森市新城字平岡291-1	輸送施設の使用停止(62日車)及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和7年8月26日、9月11日及び令和8年1月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	7	7
20260519	株式会社apple line (法人番号 6420001015288) 代表者齊藤大志	青森県弘前市大字早稲田3丁目14番地4	本社営業所	青森県弘前市大字田園4丁目1番地1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	法第8条第1項	令和8年1月27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果2件の違反が認められた。(1)営業所の位置の変更違反((貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)休憩・睡眠施設の位置・収容能力変更違反(施行規則第2条第1項第6号)	1	1
20260519	北日本ロジスティクス有限公司 (法人番号 6400002011544) 代表者日山孝男	岩手県釜石市大字平田第2地割32-1	本社営業所	岩手県釜石市大字平田第2地割32-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第15条第4項、法第60条第1項	令和8年2月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果4件の違反が認められた。(1)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)報告義務違反(法第60条第1項)	2	2
20260525	株式会社互興運送 (法人番号 4370601000242) 代表者沼田克也	宮城県塩竈市新浜町3-109-53	本社営業所	宮城県塩竈市新浜町3-109-53	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	法第8条第1項、法第15条第4項	令和8年1月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果3件の違反が認められた。(1)営業所の位置の変更違反(施行規則第2条第1項第2号)、(2)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	7	7

20260526	秋印株式会社 (法人番号 2410001000170) 代表者三浦征善	秋田県秋田市外旭 川字一本木80-4	秋田営業所	秋田県秋田市外旭川字 待合28	輸送施設の使用停 止(22日車)及び文 書警告	法第15条第1項第1 号、法第15条第4項	令和8年1月15日及び2月12日、監査方針を端緒と して監査を実施した結果3件の違反が認められた。 (1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第 3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第 7条第1項、第2項)、(3)運転者の指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)	3	3
----------	--	-----------------------	-------	--------------------	-------------------------------	--------------------------	---	---	---

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。